

健康保険料率が 改定されました

平成30年3月分保険料(5月1日納付期限)から

9.6% ↓ 9.8%

健康保険組合の財政は、被保険者の減少や景気の低迷により保険料収入が伸びない中、高齢者医療制度への拠出金及び医療費の増加により非常に厳しい状況となっております。当健康保険組合は平成25年度においては保険料率を0.4%引き上げ、9.6%と改定しましたが、平成29年度決算見込では医療費等の保険給付費が、1億5,261万9千円増加(13.83%)し、大幅な赤字となる見込みであります。

平成30年度は拠出金が前年度より3,980万4千円(4.03%)増加し、保険給付費も1億1,413万3千円(5.22%)増加することにより、現行の

保険料率では赤字額がさらに増加し、積立金は枯渇してまいります。

つきましては、今後も安定した事業運営を行うために、保険料率の引上げを再度行うことを2月2日に開催されました第143回組合会でご審議をいただいた結果、平成30年3月分保険料(任意継続被保険者は平成30年4月分保険料)から改定することが議決されました。

事業主、並びに被保険者の皆様には厳しい経済状況の中で、さらにご負担をおかけすることになりますが、加入者の皆様の医療と健康を支えるため、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

	負担区分	変更前	変更後
健康保険料率	事業主	4.9%	5.0%
	被保険者	4.7%	4.8%
	合計	9.6%	9.8%

※ 介護保険料率1.5%は変更ありません。

保険料月額表は[こちら](#)をご覧ください

